

子どもの権利と健康

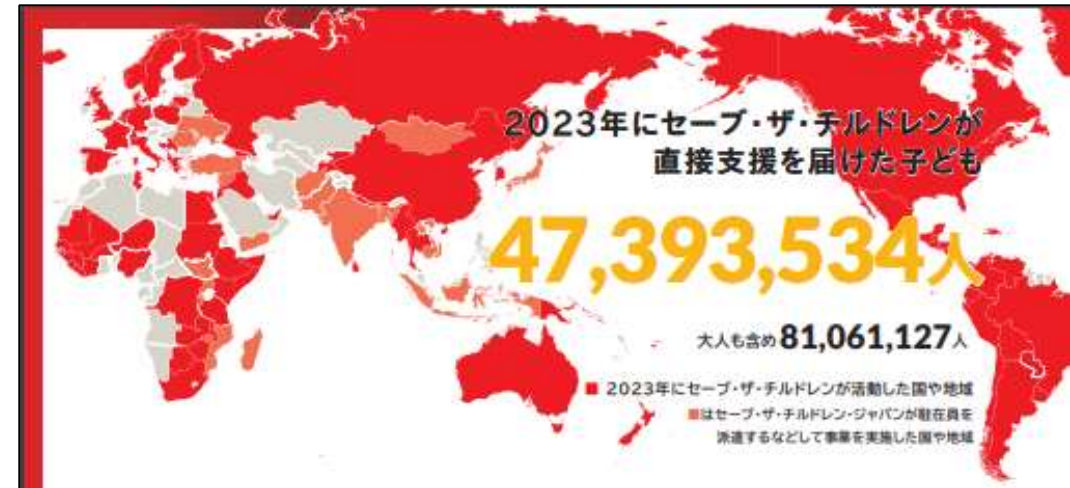
すべての子どもの健康への権利の実現のために

2024年9月26日

関西グローバルヘルスの集い オンラインセミナー
セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン 堀江由美子

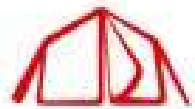
セーブ・ザ・チルドレンとは

- すべての子どもの権利の実現を目指して100年以上活動する子ども支援専門の国際NGO
- 日本を含む30ヶ国のメンバーが世界約120ヶ国で子ども支援活動を展開



- 主な活動テーマは、以下の7つ

緊急・人道支援 保健・栄養 教育 防災 子どもの保護 子どもの貧困 アドボカシー



子どもの権利は、子どもの基本的人権

誰であっても、人として大切にされる、人としての権利が「人権」。その中でも…

子どもは **成長・発達途中**という特別な過程にある

➡ だからこそ、特別な権利で**守られる**

➡ 成長途中でも、一人の「人間」として、**権利の主体である**

- 1989年に国連で採択され、子どもの基本的人権を国際的に保障
- 世界で最も多い、196の国・地域が批准し、守ることを約束
- 日本は1994年に158番目の国として締約国に

■ 人権の保障は国の義務 = さまざまな制度や仕組みによって保障されるもの

■ 人びとは自分の権利を主張し、人権を保障するよう国に求めることができる

➡ これは子どもの権利でも同じ

子どもの権利の4つの一般原則

生きる・育つ

(第6条)



人種・性・国籍・障害などにより

差別されない

(第2条)



子どもの最善の利益

(第3条)



意見を聴かれ、
正当に重視される

(第12条)



Health for All

健康への権利は、すべての人の基本的人権

1948年 WHO憲章

人種、宗教、政治的信念又は経済的若しくは社会的条件の差別なしに、到達しうる最高基準の健康を享有することは、人権の一つであると定めている

1966年 経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（社会権規約）

第12条 病気の場合に医療・看護を受けられる権利

1978年 アルマアタ宣言

健康を基本的人権とし、地域住民の主体的参加と自己決定により人々のニーズを総合的に平等に解決することを目指すプライマリーヘルスケアの概念が明確に

1989年 子どもの権利条約

第6条 生命・生存・発達の権利

第24条 健康・医療への権利



子どもの権利条約と健康への権利

第6条（生命・生存・発達の権利）

1. 締約国は、すべての児童が**生命に対する固有の権利**を有することを認める。
2. 締約国は、児童の**生存及び発達**を可能な最大限の範囲において確保する。



第24条（健康・医療への権利）

1. 締約国は、到達可能な**最高水準の健康**を享受すること並びに**病気の治療及び健康の回復のための便宜**を与えられることについての児童の権利を認める。締約国は、いかなる児童もこのような保健サービスを利用する権利が奪われないことを確保するために努力する。
2. 締約国は、1の権利の完全な実現を追求するものとし、特に、次のことのための適切な措置をとる。
 1. **幼児及び児童の死亡率を低下**させること。
 2. **基礎的な保健の発展**に重点を置いて**必要な医療及び保健**をすべての児童に提供することを確保すること。
 3. **環境汚染の危険**を考慮に入れて、基礎的な保健の枠組みの範囲内で行われることを含めて、特に**容易に利用可能な技術の適用**により並びに**十分に栄養のある食物及び清潔な飲料水の供給**を通じて、疾病及び栄養不良と戦うこと。
 4. 母親のための**産前産後の適切な保健**を確保すること。
 5. 社会のすべての構成員特に**父母及び児童が、児童の健康及び栄養、母乳による育児の利点、衛生（環境衛生を含む）並びに事故の防止**についての基礎的な知識に関して、**情報を提供され、教育を受ける機会**を有し及びその**知識の使用**について支援されることを確保すること。
 6. **予防的な保健、父母のための指導並びに家族計画に関する教育及びサービス**を発展させること。
3. 締約国は、児童の健康を害するような**伝統的な慣行を廃止**するため、効果的かつ適当なすべての措置をとる。
4. 締約国は、この条において認められる権利の完全な実現を漸進的に達成するため、**国際協力を促進し及び奨励**することを約束する。これに関しては、特に、**開発途上国の必要を考慮**する。

子どもの健康への権利とその他の権利はつながっている

みんな平等に教育
を受ける権利
(第28条)

心や体の成長のための十分な
生活を送ることができる権利
(第27条)

保護者からの暴力から
守られる権利
(第19条)

難民として特別な支援を
得られる権利
(第22条)

**生きる権利・育つ権利
(第6条)**

**いつでも健康でいるた
めに保健・医療サービ
スを受ける権利
(第24条)**

休んだり遊んだり、
スポーツ・文化活動など
に参加する権利
(第31条)

障害に関係なく社会に参加し、
サービスを受ける権利
(第23条)

情報へのアクセス・情報からの
保護・活用の権利
(第17条)

子どもの健康への権利を実現するための重要な目標： 乳幼児死亡の削減

MDGs
2001-2015



目標4：乳幼児死亡率の削減

1990年から2015年までに5歳未満児の死亡率を3分の2引き下げる



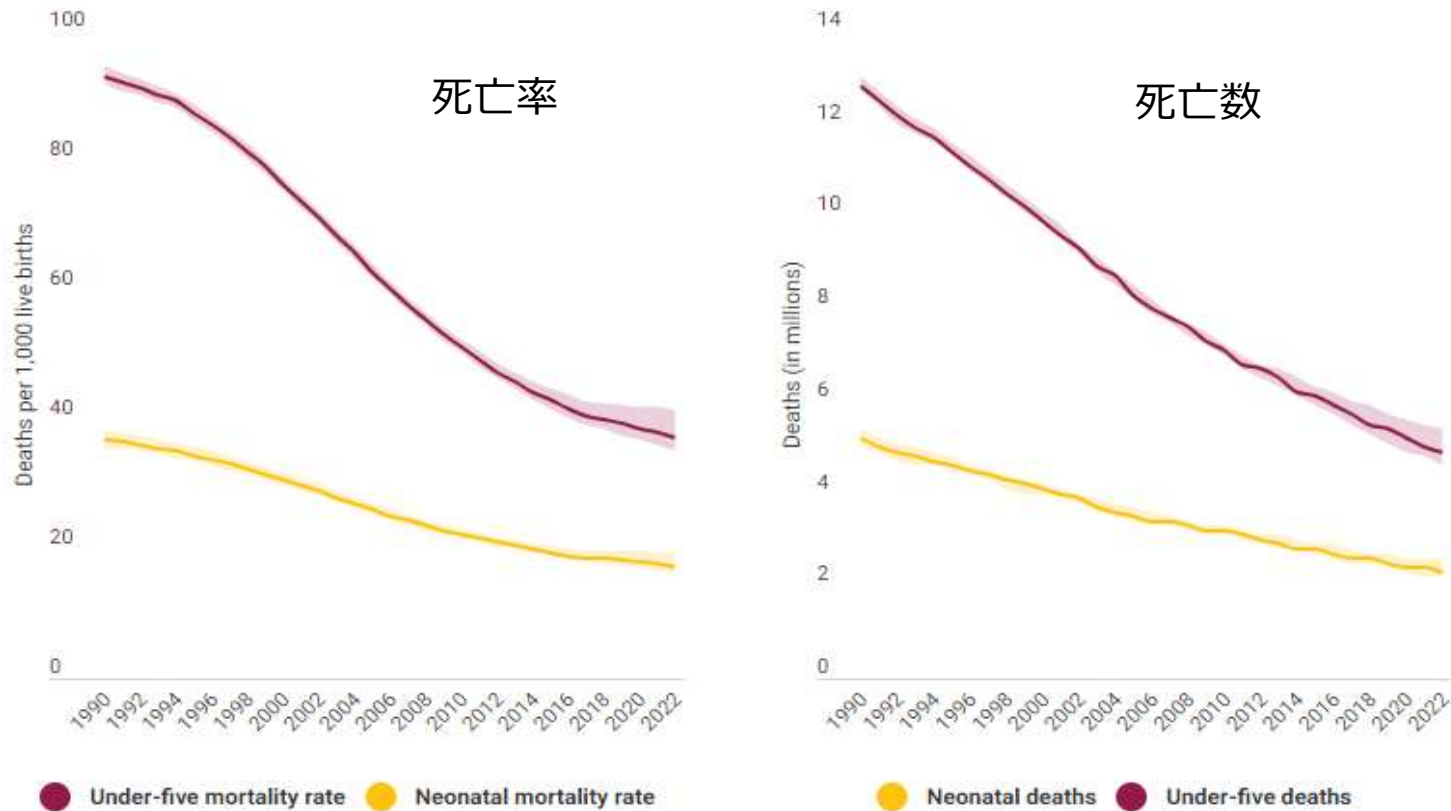
SDGs
2016-2030



目標3：すべての人に健康と福祉を

ターゲット3.2 すべての国が新生児死亡率を少なくとも出生1,000件中12件以下まで減らし、5歳未満死亡率を少なくとも出生1,000件中25件以下まで減らすことを目指し、2030年までに、**新生児および5歳未満児の予防可能な死亡を根絶する。**

新生児と5歳未満児の死亡率削減の進捗



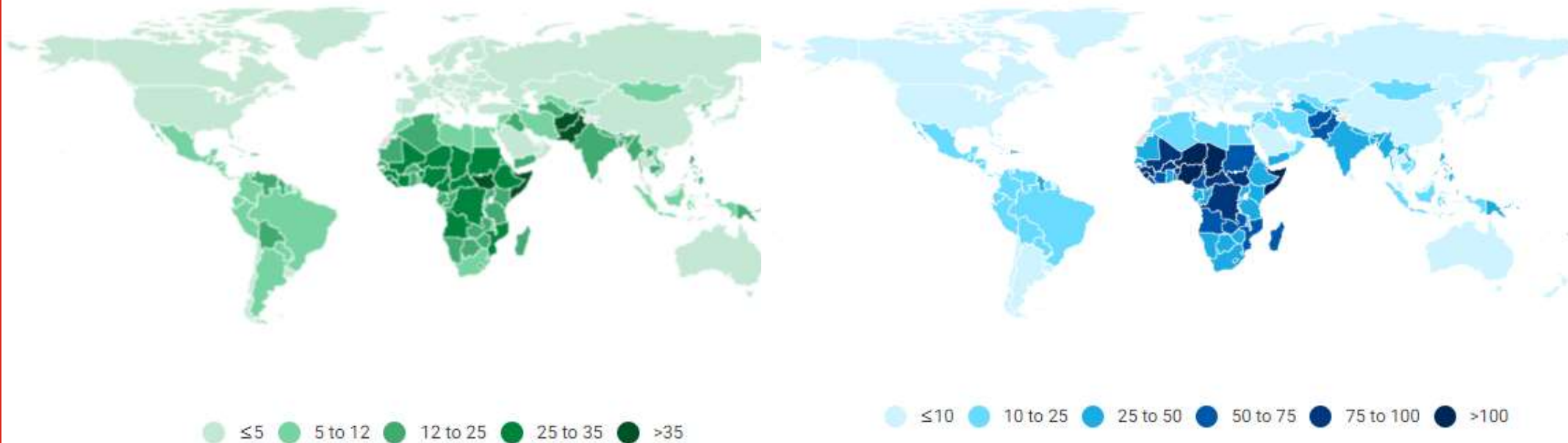
Levels & Trends in Child Mortality Report 2023

現在の進捗では、SDGsの目標は達成できない

命の大きな格差—世界の子ども死亡率

新生児死亡率

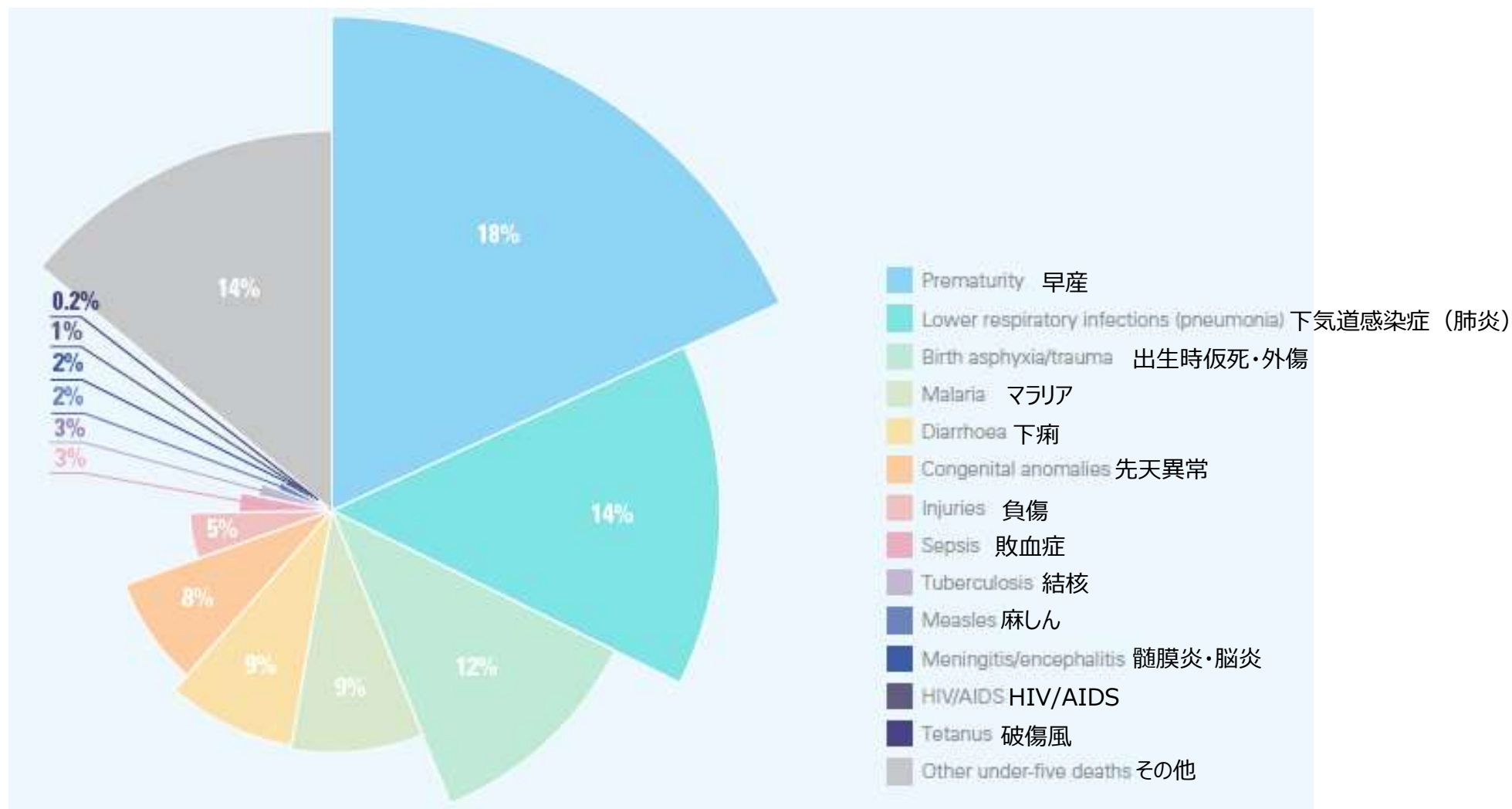
5歳未満児死亡率



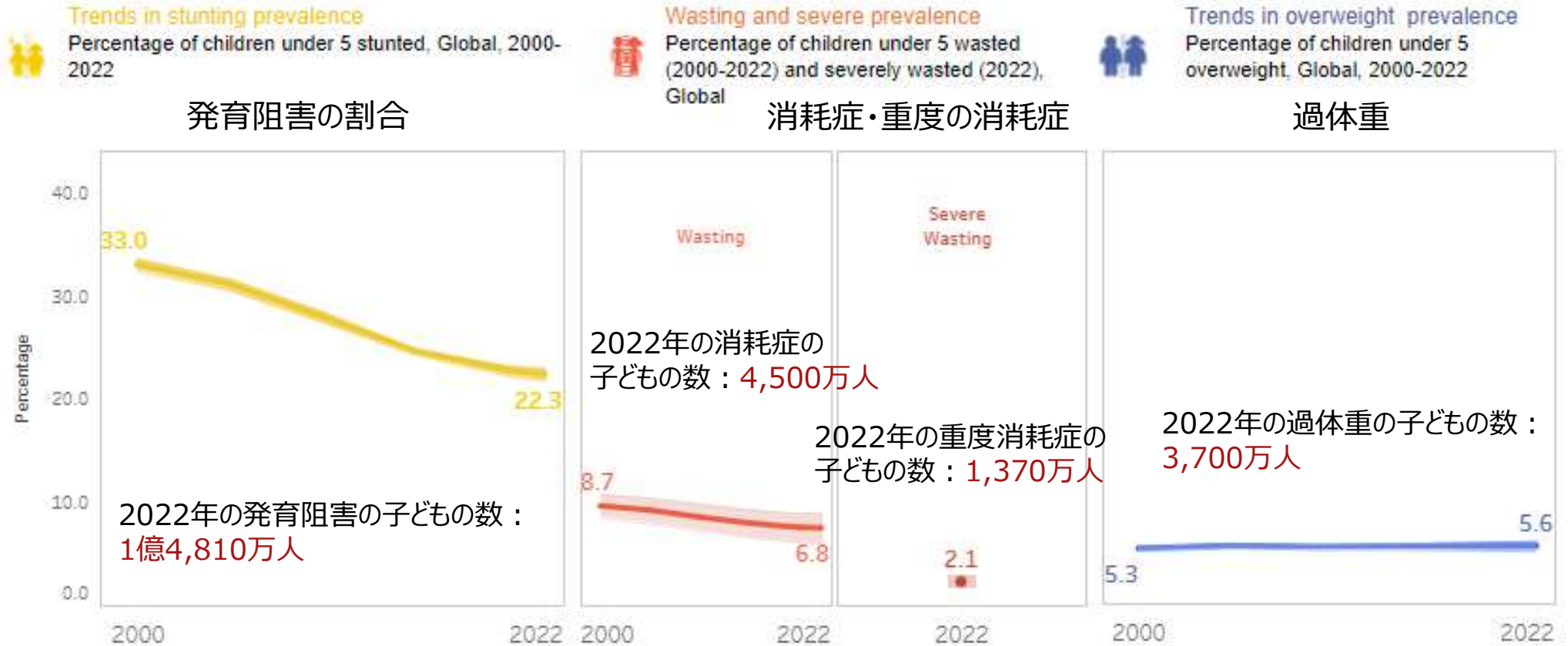
1,000人中の死亡数

Levels & Trends in Child Mortality Report 2023

5歳未満児の死亡原因



5歳未満児の栄養不良の削減の進捗



子どもたちを取り巻く深刻な課題（3Cs）と健康への権利にもたらす影響

● COVID-19（などの感染症）

保健・栄養サービスの中断・弱体化など保健システムへの長期的な影響
栄養不良、望まない妊娠、メンタルヘルス不調の増加、定期予防接種の低下
→サル痘の感染拡大、検査体制・ワクチン不足の懸念

● Conflict（紛争）

6人に1人の子ども（約4億6,800万人）が紛争の影響を受けている
子どもたちへの直接的な身体的危害、保健施設やインフラへの損害、
長期的なメンタルヘルスと心理社会的ウェルビーイングを損なうリスク
紛争脆弱国の5歳未満児死亡率はそれ以外の国の3倍と高い

● Climate Change（気候変動）

3人に1人の子ども（約7億6,600万人）が2023-2024年に気候変動による熱波の影響を受けた
3人に1人の子ども（約7億3,900万人）が水不足のリスクにさらされている
極度の暑さや汚染された空気、食料不足により病気や栄養不良のリスクは増加

Levels & Trends in Child Mortality Report 2023
Extreme Heat and Children's Development and Wellbeing
Climate Changed Child



気候変動と人権・子どもの権利に関する国際的な動き



2021.10 国連人権理事会が「安全でクリーンで健康的で持続可能な環境へのアクセス」を人権と認める決議を採択

2022.7 国連総会が「クリーンで健康的、かつ持続可能な環境へのアクセス」を人権と認める決議を採択

2023.8 国連・子どもの権利委員会が**一般的意見26号（とくに気候変動に焦点を当てた子どもの権利と環境）**の公表

気候変動と人権・子どもの権利の密接な関わりを明確に宣言

すべての子どもの健康への権利の実現に向けて



子どもの権利に基づくプログラミング（Child Rights Programming） によるセーブ・ザ・チルドレンの支援

権利の侵害や課題に 対処するための 直接支援

- ・不平等や差別の影響を最も受けている子ども・家族の保健・栄養サービスへのアクセス確保
- 分娩介助者による出産、産前・産後ケア、ワクチン接種、小児疾病の診断・治療、栄養不良の予防・治療、母乳育児促進、包括的なSRHRサービス提供
- 地域医療従事者の育成・能力強化と統合的なコミュニティ医療アプローチ支援
- 人道危機への保健・栄養の支援など

国や自治体はその責任 を果たせるよう働きかける 政策・制度の構築・変更

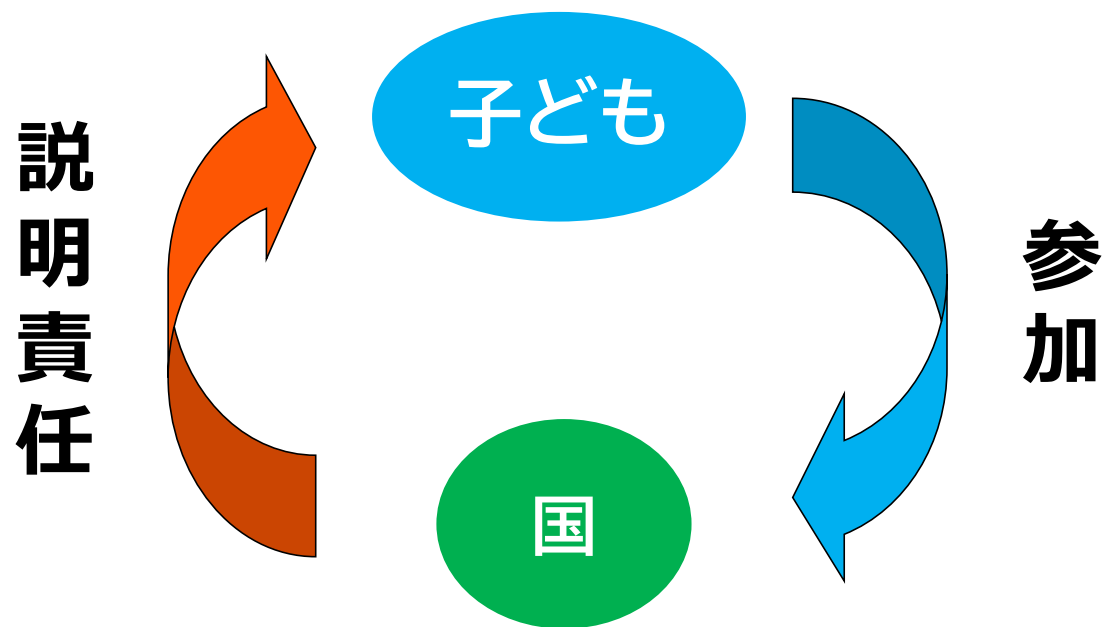
- ・PHC、コミュニティシステムを優先した保健システム強化への働きかけ
- 保健・栄養への公的資金（国内資金とドナー資金）の増額を提言
- コミュニティレベルの医療従事者への投資を提言
- 資金調達や政策上の約束と義務に対する説明責任を求める
- 多国籍機関・MDBsに対し、国内資金動員や窓口負担撤廃への支援を求めるなど

子どもとその養育者、 社会が権利を理解し 権利要求をできるよう サポート

- ・家庭、コミュニティ、保健施設、学校等における意識啓発と参加のサポート
- 子ども・養育者の声の聴きとり、参加機会の確保
- ユース主導組織との連携・支援によるユースの社会参画の強化
- 学校との連携によるリプロダクティブ・ヘルスへのユースの主体的取り組みなど

子どもの権利条約に基づく、子どもと国・大人の関係

権利がある（権利の主体）



権利を保障する**義務**がある

子どもたちは、
「権利を守って」、「仕組み
を変えて」と求めることが
できる



大人には、それぞれの立場に応じて、
子どもたちを守り支える
「**責任と権利**」がある

子どもは、権利を守られる存在でもあり、権利を行使する主体でもある

子どもの健康への権利と意見表明権

子ども権利委員会 一般的意見12号「意見を聴かれる子どもの権利」 3.保健ケアにおける実施より：

98. 条約の諸規定を実現するためには、**子どもたちの健康的な発達およびウェルビーイングの促進に関する子どもの意見表明権および参加権を尊重することが必要**である。このことは、保健ケアに関する個別の決定にも、保健政策の策定および保健サービスの開発への子どもたちの関与にも当てはまる。

100. 乳幼児を含む子どもたちは、その発達しつつある能力に一致した方法で、**意思決定プロセスに包摂されるべき**である。子どもたちに対しては、**提案されている治療ならびにその作用および結果に関する情報が提供されるべき**である。

101. 締約国は、子どもたちが、子どもの安全またはウェルビーイングのために必要な場合、子どもの年齢に関わらず、**親の同意を得ることなく秘密裡に医療上の相談および助言にアクセスできることを確保するための立法または規則を導入**しなければならない…

102. …委員会は、当該年齢未満の子どもが**自己の治療について十分な情報に基づく意見を表明する能力を実証できるときは、この意見が正当に重視されることを締約国が確保**するよう、強く勧告する。

104. 締約国はまた、**子どもの健康および発達のためのサービスの計画およびプログラム立案に関して子どもたちが自己の意見および経験を提供できるようにする措置も導入**するべきである…

子どもの権利と日本国内の法制度

1994年4月	日本政府「 子どもの権利条約 」 批准
2016年6月	児童福祉法 改正 ★「 子どもの権利 」がはじめて理念に位置付けられた
2019年6月	児童虐待防止法、子どもの貧困対策法 改正
2022年6月	こども基本法 制定 ★子ども施策に関するはじめての包括的な法律
2023年4月	こども基本法 施行

こども基本法のポイント

- ① 子どもの権利条約の4つの一般原則を趣旨としている（基本理念：第3条）

生命・生存
および発達に
対する権利

子どもの
最善の利益

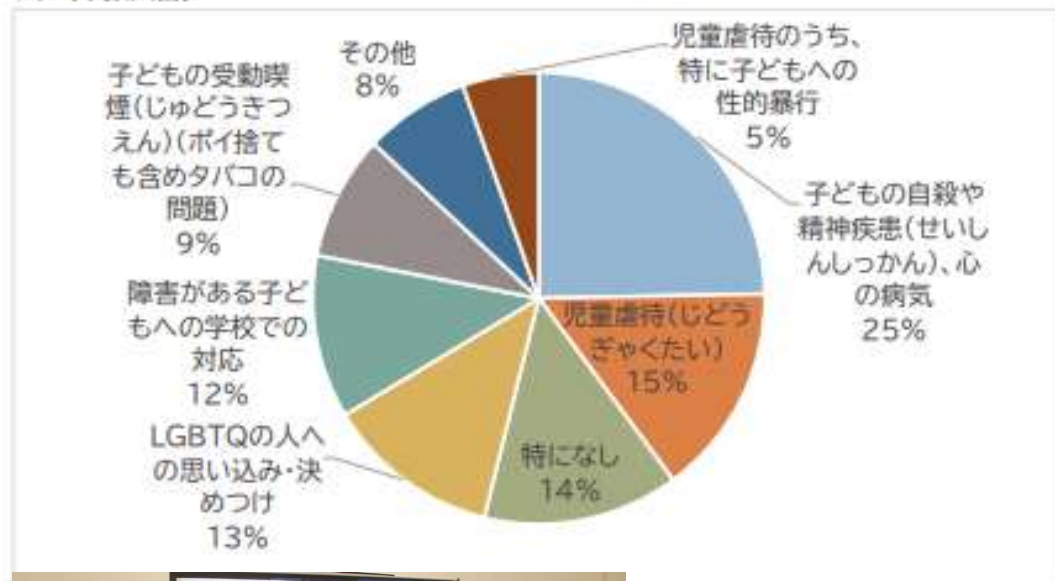
子どもの意見
の尊重

差別の
禁止

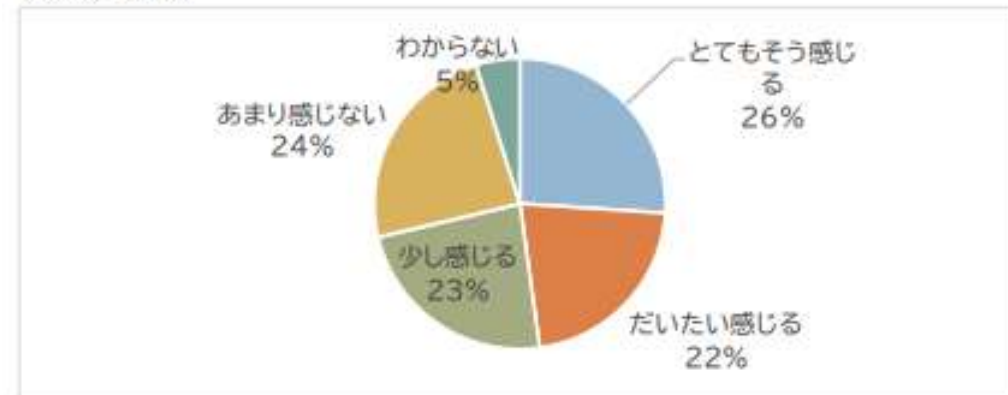
- ② 国及び地方公共団体に対し、こども施策でこどもの意見を反映させることを義務づけている（第11条）
- ③ 「こども基本法」と「子どもの権利条約」について周知・啓発を行うとしている（第15条）

「子どもメガホンプロジェクト」(広げよう！子どもの権利条約キャンペーン) アンケートより: 日本の子どもは心と体の健康についてどのように考えている？

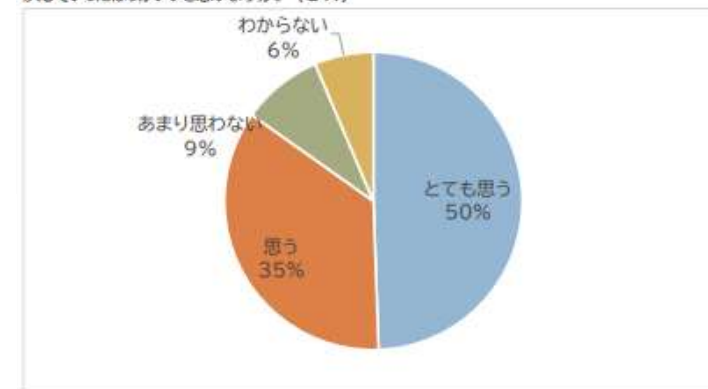
Q18 子どもの心と体の健康について今、日本の政治家に解決してほしいと思う社会問題を選んでください。(単数回答)



Q19 Q18で回答した内容について質問です。その社会問題は、あなたにとって身近に感じていることですか？(SA)



Q20 Q18で回答した社会問題について、子どもの意見を聴きながら子どもとおとなが一緒になって解決していったほうがいいと思いますか。(SA)



全国子どもアンケート結果報告書「みんなの今を教えて～子どもの権利、知ってる?～」
2023.9.20～10.13
(回答数：10歳～18歳の1,410人)

日本では「子どもの権利」、「こども基本法」はどれくらい知られているでしょう？

こども家庭庁調査 2024.4

※「認知度」は、「どんな内容かよく知っている」、「どんな内容か少し知っている」、「名前だけ聞いたことがある」の合計

子どもの権利を知っていますか？

《小学1～3年生》



《小学4～6年生》



《中学生》



《高校生》



《大人》



こども基本法を知っていますか？

《小学1～3年生》



《小学4～6年生》



《中学生》



《高校生》



《大人》



すべての子どもや周りの大人が自らの権利を知り、
声をあげられる、声を聴かれる社会



声をあげる母親たちと意見を述べる少女
ネパールのダリット（カーストの最下層民）の村にて（2003）

ご清聴いただき、
ありがとうございました